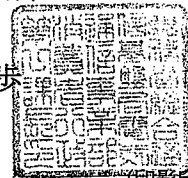


総 基 一 第 3 号
28 生情教第 17 号
平成 29 年 1 月 13 日

各都道府県・指定都市
情報政策主管課長
消費者行政主管課長
青少年教育担当主管課長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会
情報教育主管課長
生涯学習・社会教育主管課長

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
消費者行政第一課長

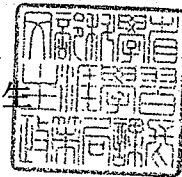
徳 光 歩



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局
情報教育課長

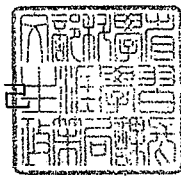
磯 寿 生



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局
青少年教育課長

土 肥 克 吉



(印影印刷)

「e-ネットキャラバン講座」及び「情報通信の安心安全な利用のための標語」の推進について（依頼）

近年の急激な情報通信技術の進展に伴い、インターネットは日常生活に欠かせないコミュニケーション手段となりました。しかし、青少年への急速なスマートフォンの普及により、ネットの長時間利用や、ネットいじめ及びネット詐欺等のトラブルも多発しております。

このような中、総務省、文部科学省及び通信関係団体等は、「e-ネットキャラバン講座」や「情報通信の安心安全な利用のための標語」をはじめとするインターネットの安心・安全な利用に向けた施策を連携して実施しておりますところ、教職員・保護者・青少年教育担当者等への各種研修や、学校内外での児童生徒への指導において当該施策の御活用をお願いします。

1. e-ネットキャラバン講座

総務省、文部科学省及び通信関係団体等は、子供たちがインターネットの「影」の部分の存在を理解し、適切に対応する能力を身につけることで、インターネットを安心・安全に利用してもらうための啓発講座である「e-ネットキャラバン」を、平成18年度から全国で実施しております。平成28年12月末までに、延べ14,795件の講座を開催し、延べ228万人以上に受講いただきました。

本講座は、家庭では親子、学校では先生と子供たちの新しい対話の機会を作る上で重要な役割を果たすなど、全国での取組が着実に浸透してきたところですが、インターネット等の利用を巡る問題は依然として社会的な問題となっており、その重要性はますます高まっております。

また、平成21年4月1日施行の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」（平成27年7月30日）においても、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施することとされております。

これらを踏まえ、「e-ネットキャラバン」ではスマートフォンやSNS特有のトラブルや対応策についての教材と映像を作成し、講座の中で取り扱っております。

また、平成28年度からは、ネット利用の低年齢化への対応として対象学年の引き下げ（現行小学校5年生相当から小学校3年生へ）を行うとともに、フィルタリング利用の促進に対応するためスマートフォンのフィルタリング機能の説明に特化した保護者向け講座（e-ネットキャラバンPlus）を新設いたしました。特に卒業、入学、進級の時期は、多くの児童生徒が携帯電話等を手にする可能性があることから、本講座が効果的に活用されるよう、域内の市区町村、市区町村教育委員会及び関係機関・団体、特に域内の小・中・高等学校への周知に御協力をお願いします。

本講座で使用する基本テキスト、主催団体、受講者等については、事務局ホームページ（<http://www.e-netcaravan.jp/>）に掲載されておりますので御参照ください。

2. 情報通信の安心安全な利用のための標語

e-ネットキャラバンと同様に、主に青少年を対象とする活動として、インターネットを安心・安全に利用するためのルールやマナー、情報セキュリティに関する意識・知識の重要性に気づき、考えるきっかけとすることを目的に「情報通信の安心安全な利用のための標語」を募集しています。

平成20年度より通信関係団体等から成る情報通信における安心安全推進協議会の下で開始された本標語の募集に対し、平成28年度には全体で13,014件もの応募が得られました。

本標語については、毎年12月より翌年2月までの募集を行っており、平成29年度分も去る12月に募集開始したところです。平成30年度分については本年12月ごろ募集を開始する予定のため、児童生徒に対する情報モラル意識を高める機会として活用いただきたく、募集に際して御協力をお願いします。

なお、標語の受賞作品は、情報通信月間における広報・啓発ポスターや、各種啓発事業・行事等に活用されるほか、e-ネットキャラバン講座の教材でも紹介されるなど、その認知度向上に併せてインターネットの安心・安全な利用に向けた意識啓発に役立てられることとなります。

詳細は、ホームページ (<http://www.fmmc.or.jp/hyogo/>) を御参照ください。

上記1及び2については、総務省から情報政策主管課及び消費者行政主管課に、文部科学省から情報教育主管課、生涯学習・社会教育主管課及び青少年教育担当主管課に送付しております。

【添付資料】

- ・e-ネットキャラバン (e-ネット安心講座) リーフレット
- ・e-ネットキャラバン Plus (e-ネット安心講座) リーフレット
- ・(参考) 平成29年度情報通信の安心安全な利用のための標語募集 募集要項

【本件担当】

総務省総合通信基盤局電気通信事業部

消費者行政第一課 鈴木、高木

TEL 03-5253-5488

E-mail a2.suzuki@soumu.go.jp

k.takagi@soumu.go.jp

文部科学省生涯学習政策局

情報教育課 下村、森脇

TEL 03-5253-4111

(内線3709)

E-mail johokyoiku@mext.go.jp

文部科学省生涯学習政策局

青少年教育課 内海

TEL 03-5253-4111

(内線2966)

E-mail seisyone@mext.go.jp

<e-ネットキャラバン事務局 (受講申込等) >

<情報通信の安心安全な利用のための標語 (情報通信における安心安全推進協議会) 事務局>

一般財団法人マルチメディア振興センター

TEL 03-5403-1090

(e-ネットキャラバン) <http://www.e-netcaravan.jp/> E-mail e-netcaravan@fmmc.or.jp

(標語) <http://www.fmmc.or.jp/hyogo/>